

平成28年度第4回埼玉県環境審議会議事録

招集の期日	平成28年11月29日（火）		
開催の場所	あけぼのビル501会議室（さいたま市内）		
開閉の日時	開会	11月29日	午前10時00分
	閉会	11月29日	午前11時57分
出席状況	別紙のとおり		
概 要			
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1）諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県環境基本計画（案）について ・化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（埼玉県）（案）について ・化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（案）について <p>（2）協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県広域緑地計画（案）について <p>3 閉 会</p>			

別紙

出席状況

委員数 20人

出席委員 15人

小川芳樹	東洋大学経済学部長
小堀洋美	東京都市大学特別教授
宮崎あかね	日本女子大学教授
森川多津子	(一財)日本自動車研究所主任研究員
安原正也	立正大学教授
松浦麻里沙	埼玉県弁護士会弁護士
渡邊美知子	埼玉県女性薬剤師会会長
貴家章子	(公財)埼玉県生態系保護協会教育委員長
永島朗	埼玉県農業協同組合中央会常務理事
岩岡宏保	埼玉県生活協同組合連合会代表理事会長理事
田島隆	(一社)埼玉県猟友会会長
諸井真英	埼玉県議会議員
山本正乃	埼玉県議会議員
斎藤和芳	公募委員
中原敏次	公募委員

欠席委員 5人

藤吉秀昭	(一財)日本環境衛生センター副理事長
保倉明子	東京電機大学教授
栗原裕子	(一社)埼玉県商工会議所連合会女性会連合会会長
小久保憲一	埼玉県議会議員
河田晃明	羽生市長

第4回 埼玉県環境審議会

平成28年11月29日（火）

午前10時00分 開会

○司会（森田） 皆様、おはようございます。大変お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第4回埼玉県環境審議会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、ここからは座って進行させていただきます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

本日の議事資料につきましては、事前にお送りさせていただいておりますが、一部、諮問事項①の埼玉県環境基本計画に関する資料1-1と資料1-2につきましては、本日、机上に配付させていただいております。

そのほかの本日の配付資料でございますが、会議の本日の次第、A4、1枚。座席表、委員名簿。それとネットからの打ち出しの本審議会の規則でございます。

不足等がございましたら事務局のほうにお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、ここで環境部長の宍戸より御挨拶を申し上げます。

○宍戸環境部長 おはようございます。環境部長の宍戸でございます。

本日は、平成28年度第4回環境審議会を開催いたしました。委員の皆様にはお忙しいところ御参集ありがとうございます。

本日、いろいろと多岐にわたって御審議賜ります。特に諮問事項といたしましては、環境基本計画でございますけれども、昨年の8月から小委員会、あるいは審議会等で既に何回も御審議賜っております。皆様の貴重な御意見に心からお礼を申し上げます。

本日、諮問事項といたしましては、今申し上げました環境基本計画の案について、それから化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）について及び同総量規制基準についてでございます。

本日、答申をいただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

さらに、協議事項といたしましては、埼玉県広域緑地計画（案）についてでございます。

諮問に先立ち概要の御説明と委員の皆様の御意見を承るものでございます。

議事の内容が多くなってございます。どうか忌憚のない御意見を賜りますよう、活発な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○司会（森田） 本日の会議でございますが、委員数20人のうち15人の委員の皆様には出席をいただいております。埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっております。

りますので、以降の進行を小川会長にお願いしたいと存じます。

○小川会長 それでは、議事を進行させていただきたいと思います。

今日も円滑に進めていきたいと思いますので、是非皆さんの活発な御議論をよろしくお願いたします。

会議の公開でございますけれども、審議会は原則として公開するとされております。審議事項等を考慮しても、公開することに問題ないと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小川会長 それでは、会議の公開を認めます。

本日は、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 本日の傍聴者は1名いらっしゃいます。

○小川会長 では、どうぞお入りいただきください。

〔傍聴者入室〕

○小川会長 それでは、次に議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お2人を指名させていただきます。

安原委員さんと岩岡委員さんをお願いいたします。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次第に従いまして、3の議事に入りたいと思います。

諮問事項等のまず審議に入りますけれども、本日は、諮問事項が3件、協議事項が1件ございます。まず、第1番目の諮問事項①といたしまして、「埼玉県環境基本計画（案）について」でございます。

環境基本計画の改定案は、昨年度から小委員会での検討も含めて審議会を重ね、前日も委員各位から御意見を伺ったところです。

審議会としては十分議論を尽くしたと思いますので、この諮問事項につきましては、本日、議論を集約して答申する方向で進めたいと思っておりますので、皆様の御協力をどうぞよろしくお願いたします。

それでは、県からの御説明をお願いいたします。

○牧環境政策課長 環境政策課の牧でございます。よろしくお願いたします。それでは、着席して説明をさせていただきます。

埼玉県環境基本計画（案）につきましては、資料1-1、第3回環境審議会の御意見について及び資料1-2、埼玉県環境基本計画（案）に対する県民コメントの実施結果もあわせて御説明させていただきます。

資料1-1は、第3回環境審議会当日及び審議会終了後に文書でいただいた御意見、御質問に対する考え方をまとめさせていただいたものでございます。

資料の1-2は、埼玉県環境基本計画（案）に対する県民コメントの実施結果をまとめたものでございます。

本日は、委員の皆様、県民からいただきました御意見を踏まえ、それから埼玉県環境基本計画（案）を加筆及び修正などをした箇所について説明いたします。

修正箇所につきましては、埼玉県環境基本計画（案）にアンダーライン（下線）を引かせていただいております。

また、そのほかの御意見、御質問についての御説明や考え方につきましては、資料1-1の2ページ以降にまとめさせていただいておりますので、そちらにつきましては、後ほど御覧いただきたいと存じます。

それでは、諮問事項の①の赤いインデックスのついた計画（案）と、資料1-1、第3回環境審議会の御意見についてを併せて御覧ください。

資料1-1、第3回環境審議会の御意見についてのNo.1、施策指標について、達成したから廃止という違和感を持つという御意見に対してでございます。

この御意見につきましては、指標を取り下げてもなお推進するという姿勢がわかるようにということで記述を改めました。

計画（案）の23ページを御覧ください。

例えばでございますが、23ページでございます。（2）不法投棄対策の推進の部分に、「産業廃棄物の山」の取組について追記いたしました。これは、削除した指標に関する取組のうち、引き続き計画に位置づけて取り組む必要があるもので、記述のなかったものを追加したものでございます。

次に、No.2、全国水質ワースト5河川に該当する2河川の水質が改善されていることを言及したほうがよいという御意見でございます。

計画（案）26ページを御覧ください。

現況と課題の部分3行目以下に全国水質ワースト5河川である綾瀬川及び中川が既にアユの棲める水質を満たしているという旨を追記いたしました。

次に、No.3でございます。災害時の廃棄物対策を早く進めるべきという御意見でございます。

計画（案）の44ページを御覧ください。

（2）の災害廃棄物対策の推進の部分です。今年度中の災害廃棄物処理指針（仮称）の策定や市町村との合同研修、合同訓練の実施など取組内容を具体的に追記いたしました。

次に、No.4、学校の先生を対象にした環境教育を学校教育の中で数値化するという御意見でございます。

計画（案）の54ページを御覧ください。

（2）の学校における環境教育の推進の部分です。教員の研修について追記いたしました。教育局では、既に教員の初任者研修や専門研修におきまして、環境教育に関する研修を実施し、資質向上に努めております。また、人材育成に関する指標としては、環境アドバイザーなどによる学習機会への参加人数とさせていただきます。

次に、No.5、環境科学国際センターからの研究発表に関する御意見でございます。

計画（案）の55ページを御覧ください。

（1）の試験研究や自然環境などの環境情報の発信の部分です。試験研究の成果を学会などで発表し、研究成果の普及による社会貢献を推進する旨を追記いたしました。指標いたしましては削除いたしましたが、引き続き取組として計画に位置づけさせていただきます。

なお、共同研究のほうは、大学や企業と行うより、よりレベルの高い研究でございますけれども、こちらは引き続き研究としての指標として残しております。

続きまして、資料の1-2、埼玉県環境基本計画（案）に対する県民コメントでございます。実施結果について御説明いたします。資料の1-2でございます。

まず、県民コメントの実施期間でございますが、10月12日から11月8日まで、およそ1カ月間といたしました。個人12名、団体3団体から、計43件の御意見を寄せていただきました。

内訳といたしまして、御意見を踏まえ、計画を加筆及び修正したものが8件、それから修正には及びませんでした。実施段階で参考にさせていただくものなど35件ございました。

いただきました御意見を踏まえまして、加筆及び修正したものの8件を御説明いたします。計画（案）もあわせて御覧ください。

資料1-2、埼玉県環境基本計画（案）に対する県民コメントの実実施計画についてのNo.1でございます。計画に絵や図を入れてほしいという御意見でございます。同様の御意見につきまして、審議会においてもいただいております。計画を印刷する段階におきまして、デザインとあわせて工夫をしております。

次に、No.2、水素エネルギーの優位性について具体的な説明が必要という御意見でございます。

計画（案）の12ページを御覧ください。

現況と課題の部分です。最後から2段落部分に水素の省エネ面及び環境面の優位性について追記いたしました。

次に、No.3、本県の年間日照量は全国でもトップクラスであることを明記すべき、また、太陽光発電の設置に関する基準が必要という御意見でございます。

計画（案）13ページを御覧ください。

(2)の太陽エネルギーの導入促進の部分です。最後から2行目に快晴日数日本一という本県の特長を追記いたしました。また、設置に関する基準につきましては、国に対し、速やかに策定するよう要望するとともに、ガイドラインの作成など市町村に対する技術的支援を実施していきます。

次に、No.4からNo.8でございますが、語句や言い回しをわかりやすく訂正したものでございます。

まずは、No.4、11大気環境の保全に関する将来像の記述を見直すべきという御意見でございます。

計画（案）36ページでございます。

中ほど将来像の部分でございます。澄みきった青空という言い方に改めた部分でございます。

次に、No.5、12公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止に関する将来像の記述を見直すべきという御意見でございます。

これは計画（案）38ページを御覧ください。

中ほど将来像の部分です。これも言い方ではございますが、水道水源という言い方に改めております。

次に、No.6、13化学物質・放射性物質対策の推進の取組に関する記述を見直すべきという御意見でございます。

これは計画（案）41ページを御覧ください。

(1)の事業者指導と環境濃度の把握の部分です。化学物質について、環境中の濃度という語句に改めさせていただきました。

次に、No.7でございます。14身近な生活環境の保全に関する将来像の記述を見直すべきという御意見でございます。

これは計画(案)42ページでございます。

中ほど将来像の部分でございますが、住民から寄せられる相談や公害苦情、紛争の少ない身近な生活環境に改めさせていただきました。

次に、No.8、14身近な生活環境の保全に関する取組の記述を見直すべきという御意見でございます。同じく42ページでございます。

(2)工場・事業場における公害防止組織の整備の部分です。これにつきましては、公害防止体制に改めました。

そのほか、今後の施策の参考としていくもの等につきましては、御意見の概要をつけておりますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

また、今月ございました温室効果ガスの削減に向けた新たな国際的枠組みのパリ協定が発効したことということもございました。地球温暖化に係る部分の表記につきまして時点修正をさせていただいた部分がございます。

さらに、文書上の表現につきましては、わかりやすいように何カ所か修正をさせていただいております。

以上で埼玉県環境基本計画(案)についての説明を終了させていただきます。

なお、環境基本計画策定のスケジュールでございますが、本日、この審議会において答申をいただいた後に、県議会に提案させていただく予定でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○小川会長 御説明どうもありがとうございました。

そういった意味では、各委員から、前回の審議会で出された内容、それからその後、書面でも出していたコメント等々、それから県民から出されたコメント、寄せられた意見ですね、それを踏まえて、具体的に案の中でこういう形で直していくという御説明があったと思います。

それで、本日、できれば答申をまとめて行うということで、時間に限りがございます。また、今日そういった意味で、皆さんから出していただいた意見も踏まえてすでに修正をいただいているということであると思いますから、委員各位におかれましては、特に意見をいただいた部分に関しての修正内容に絞って、できれば御議論いただきたいと思います。

それから、今日、ある程度一定の決着をつける方向で考えていきたいと思っておりますので、特に修正を求められる部分については、具体的にこういうふうに直したらどうかということまで出していただくということをお願いをしたいと思います。

それでは、御意見、あるいは御質問ですね、どなたからでも結構でございますので、お願いできますでしょうか。

それから、県におかれましては、委員各位からの御質問などについて、課長さんだけでなく、適宜

担当の方からお答えいただいても結構ですので、その点はよろしく願いいたします。

それでは、いかがでございますか。

はい、どうぞ、斎藤委員。

○斎藤委員 斎藤です。よろしく願いします。

今までの進捗状況、8月22日にマル・バツで報告事項ということでお聞きしたんですけれども、あれはなかなか全体を見るにはちょうどいいのかなというような感じを私はしていたんですね。

ただ、簡単過ぎるといふか、詳細がわかりづらいという部分も若干あるのかと思うんですけれども、この参考資料のところについているのは、これからの指標については進捗状況がわかるんですけれども、ここに載っていない項目については、結果がよくわからない部分があるのかなと思ひまして、それでもし可能であれば、この参考資料の後ろのほうにでも、マル・バツでも構わないので、進捗状況を追加することが可能かどうかというのをお聞きしたいのと、多分、それを出すと、もっと詳しいのを教えてくださいという問い合わせが来る可能性があると思うんですが、その問い合わせが来るということは、逆に興味を持っていただけるということで、いい問い合わせじゃないかなということで、そういう問い合わせが来るように、簡単で、わかりにくいかもしれないんですけれども、今までの要するに進捗状況をどこかに入れていただいたらどうかと。

文書のほうに入れると、また大変だと思うので、参考資料の一番末尾にでも、そういうのを付け加えて、それで問い合わせがあればそれに対応するというようなことはどうかというようにことをちょっと思ひました。

○小川会長 という御提案がありましたけれども、事務局のほういかがですか。

○牧環境政策課長 県では、進捗状況については、年次報告というものをつくりまして、これがかなり詳しい内容になっておりまして、統計的な数字も載っているような資料でございます。

県といたしましては、計画は大枠、それから進捗状況は、こちらのほうで整理をするように考えております。

○小川会長 はい、どうぞ。

○斎藤委員 それであれば、そういう年次報告で報告していますというのをどこかに入れてもらえるかと親切かなというふうに思ひます。よろしく願いします。

○牧環境政策課長 恐れ入ります。計画の59ページを御覧ください。

59ページの下のほうに「各主体の」、ここに書いてございます。

○斎藤委員 ちょっと見落としたので、ごめんなさい。

○小川会長 ただ、今御指摘の箇所はどちらかというところ、この案の一番最後のところになります。もっと前のほうに、現状までこんな状況で進んできているという記載をしている箇所、これまでの5年間の経緯みたいなものを少し言及している箇所があると思ひますので、そこで具体的な進捗状況については、例えば年次報告のほうでまとめてあるので、詳しくはそちらを御覧くださいといったアピールをしたほうがいいんじゃないかと思ひます。いかがですか。

○牧環境政策課長 それについては、文書上の構成の話もございまして、ちょっと検討させていただいて。

○小川会長 よろしくお願ひいたします。

ほかには。

では、貴家委員。

○貴家委員 貴家です。

事務局には少し申し上げたことですが、審議委員の先生方、いろいろコメントも出していただいて、すごく参考になる点がたくさん出たと思います。

まず、大変タイトなスケジュールの中で、この今日の審議会が開催されたと思いますが、やはり今日答申ということであれば、かなり重要なところだと思いますので、この基本計画（案）がきたときに、県民コメント、一般の県民からどういうコメントが来ているのか。あるいは審議会の先生がこの間の前回の審議会の後どういう意見を出されたのかと、そういうことを全くわからないままこの基本計画（案）が来たということに私大変驚きまして、これでは本当に十分な審議というものにならないんじゃないかと、それを一番懸念した次第でございます。

やはり私どもは真剣に議論して、埼玉県環境のために尽くしたいと思っておりますので、県民の皆さん、あるいは審議会の皆様がどういう御意見を出したということも、あわせてあらかじめ知って臨みたいと思っておりますので、その点の事務局の今後の進め方をよろしくお願ひしたいと私は思います。

その上でございますが、まずこの県民コメント、それから審議委員の先生方の意見がどういうものが出たかというのは、一般の県民の方は今後知ることではできるといえるでしょうかということが1つ。まだホームページとかにはアップされていないようですが、それは審議会の中での意見というのがどういうものが出たのか県民が知ることができるか。

それから、この一般の県民の方の意見も出たんですけども、この基本計画（案）の34ページ、カワウについての表記であります。カワウ、漁業被害などが出ていながらもありますが、やはりこの害鳥という扱いではないと思います。

34ページの表現を見ますと、何か悪者のような表現をされていますが、カワウがいることのプラスの面もたくさんあるはずなんです。なぜカワウが増えたかといいますと、一時は絶滅の危機に追い込んでしまったのは人間であります。川を直線化して、そこに利根川水系、荒川水系とは違う琵琶湖産のアユがやはり多く放されているという話も聞いています。そういう人工的なことをして、そして直線化した河川でカワウが逃げ込む場所もないような川をつくって、そこでそういうことを全部含めますと、人間の影響というのはかなり大きいと思います。

そこで、またカワウが食べている魚、その魚は何を食べているか。食物連鎖をさかのぼってみますと、コケですとか水生植物、その水生植物はどうやって育てているかといいますと、やはり川の中の有機物、汚れを吸収して食べているわけです。つまりカワウは、水の中の汚れを食物連鎖としてとって、そしてどこかに運び去っているという、そういう働きもございまして。そういう野生生物の生態系全てを見た中で、マイナスの面だけを見るのではなく、やはり前回も申しましたが、人間と野生の動植物との付き合い方というのをきちっとここで正しく表記するべきだと思いますので、生態系を悪化させているという、そういうマイナス面だけの表記というのは、ここではふさわしくないのではない

かなと思っております。

それから、例えば29ページ、他にもところどころに出てきますが、緑化という言葉でございませう。緑化といいますと、園芸種を用いた緑化も緑化の一つと見ることはできますが、やはり今、地球規模の中でどれだけ野生生物の絶滅があるか。身近な本当の野草というものがどれだけなくなっているかということをお考えますと、安易に緑化というところ、一般の県民は、まだ生物多様性ということをお深く理解していない方も多しと思ひますので、混乱を避けるために、例えば在来種の植物を使った緑化ですとか、あるいは自然化というような普通の園芸種とは違つた緑化という意味がとられるような表現がよろしいかなと思ひます。

以上です。

○小川会長 34ページのカワウの件と、それから29ページの緑化の件とで御指摘がありましたけれども、今の件については事務局の方はいかがでございませうか。

○司会（森田） 事務局から前半の会議録等の公開の関係について御説明させていただきます。

環境審議会は、従来から県のホームページを通じまして、会議録等についてきちつと定期的に情報提供させていただいております。

それと、県民コメントにつきましては、これは県庁のルールになっておるんですけれども、予定としましては、今後、議会等の御審議、計画の御審議をいただいた後に、計画を改定版の策定、最終的な意思決定をいたします。それにつきましては、通常、こういった計画をつくつたということをお記者発表、マスコミに公表するとともに、あわせて県民コメントを整理いたしまして、その結果についてもホームページ等で公開するというような仕組みになっております。

以上でございませう。

○小川会長 どうぞ。

○豊田みどり自然課長 みどり自然課でございませう。

まず、カワウについてでございませうけれども、カワウにつきましては、確かに一時期かなり数が減りまして、保護して、保護活動の結果、生息数がかんり回復してきております。その影響として、内水面の漁業に対する影響が非常に大きくなつておりますので、適正な数というところをお今検討して、これは関東近県が連携して、そのカワウの適正な管理というものを進めているということでおございませうので、こちらとしても表記としては、適正な管理の側面をお記載させていただいております。

それから、緑化につきましてですけれども、緑化の推進に当たりましては、私どもといたしましては、在来種を使った緑化というものを、そういった目安をつけて作成いたしまして、それを推進しているところでおございませうので、そういう生物多様性にも配慮した緑化の推進というものを今後も進めていきたいというふうにお考えております。

○小川会長 お答えとしては、そうだと思ひますが、この環境基本計画の中で、今おっしゃつた部分を多少なりとも文書の形で表現して入れ込むというのは、なかなか難しいのでしょうか。カワウのところは、悪化させていますと、ある意味で一方的に悪者に決めつけてしまつていないかとかいう御指摘ですし、緑化のところも、後で協議をいたします緑化計画では、生物多様性の問題もお大分考慮しているという内容が出てきますよね。その要素が少し入る形で何か考えることは具体的には

きないのかということだと思いますが、その辺は対応としてはどうですか。

○豊田みどり自然課長 まず、緑化につきましては、この環境基本計画の下位計画になります、先ほども会長からお話がありました広域緑化計画ですとか、あるいは生物多様性についても、今後いろいろなそういった方向性などを議論していく場で、生物多様性に配慮した緑化というものを取り上げていきたいというふうには考えております。

環境基本計画としては、一応こういう現状の表記で、部門別の緑化の部門計画の中で、より詳しく対応していけたらよろしいかなと考えております。

○小川会長 カワウのほうは。

○豊田みどり自然課長 カワウにつきましても、特にこの中で、いわゆる生息数を適正に管理することなので、決して、あるというより、先ほど貴家委員からお話にございましたように、人と野生生物が適正によりよい関係で共存していくためには、適正な数字というのがあるのではないかと、適正数を管理するという視点でここに記載しておりますので、決してカワウを悪者に行っているとか、カワウの役割を全く考えていないということではないんですけれども、ですから、表現としては、この表現でできたらというふうには考えております。

○小川会長 今のお話を伺って、例えばの話ですけれども、「生態系への影響を減少させるために対策を推進します。」という対策の前に、例えば「生息数を適正に管理する」と入れると強過ぎるのですか。今お話しになられたことは、そういう趣旨のような気がしますけれども。

○小川会長 「生態系への影響を減少させるために生息数を適正に管理する対策を推進します。」と入れるのでは不適切かどうかということです。そうすれば、少しバランスがとれた考え方を示す形になると思いますが。

○豊田みどり自然課長 わかりました。御意見を踏まえまして、表現のほうは少し検討させていただきます。

○小川会長 ちょっと待ってください。下にもあるのですか。

34ページの下から4行目のところですね。「捕獲対策を推進することにより生息数を適正にするように努めます。」というのが出ているので、そこと両方をあわせて見れば、一応考慮しているという位置づけにはなると思います。

貴家委員、いかがですか。

○貴家委員 考慮いただいているというお気持ちはわかるんですが、上のほうの「野生鳥獣による生態系などへの被害の防止」というところを見ますと、2行目ですが、「また、カワウは営巣地周辺の水質悪化、樹木枯死など地域の生態系を悪化させています。」とありますが、生態系を悪化しているだけではないと思います。生態系のバランスの中で生きているということがわかるような表現がいいのか、決して壊しているものではないと。その次の文もですが、「カワウが生態系への影響を」という、やはり壊している対象ではないということがわかるような表現であればいいと思います。その生態系のバランスの中でうまくコントロールしていきたいというようなことがわかればいいと思いますが、もう少し表現を工夫していただければと思っています。

○豊田みどり自然課長 わかりました。表現についてはちょっと検討させていただきますので。

○小川会長 この点は、今ここで議論しても多分決まらないと思いますので、少し御検討いただくということでお願いをしたいと思います。

それでは、緑化のところは、そういった方向で、緑の計画のほうでは具体的に生物多様性の問題なんかをきちっと扱っていますので、そういう精神だということによろしいですか。

ほかにはいかがでございますか。

渡邊委員。

○渡邊委員 すみません、私だけが知らないのかもしれないのですが、教えてください。

資料1-1の4番、ページ54と書いた下のところに書かれております「環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊」というのはどなたですか。こちらの今日配られた資料1-1の一番下のところです。

学校の先生方の研修等をする方なのか、何か県民からいろいろなことがあったときにお答えできる方たちなのか、そういうアドバイザーとかアシスタント、学習応援隊というのはどこにいらっしゃるのでしょうか。

○司会（森田） 恐れ入ります。本日お配りしました計画（案）の66ページです。用語の解説という部分がございます。その中ほどに環境アドバイザー制度、その1つ飛んで環境学習応援隊、環境教育アシスタントということで解説をさせていただいておりますが、環境アドバイザーというのは、例えば地元で環境保全活動を活動されている方や、環境カウンセラー等々の資格を持っている方に、県で講演会やフィールドワーク等の講師を委嘱している制度でございます。それと、環境教育アシスタントは同じような制度なんですけど、主に対象が子供、学校の子供さん向け。それと環境学習応援隊というのは、県内の企業を学校等へ人を派遣して、科学等の実験等をやっていただくような会社、これも登録をいただいております。県民、あるいは団体等から要望のあったところに、そういった方たちを派遣して、実際、環境教育の一翼を担っていただく制度でございます。

○渡邊委員 例えばどこが登録されているんですか。

○司会（森田） 例えば東京ガスさんですとか、住宅メーカーですとか、そういったところが県内の事業者さんで登録いただいております。

○渡邊委員 ありがとうございます。

○小川会長 よろしいですか。

○渡邊委員 わからなかったの。

○小川会長 はい、どうぞ。

○豊田みどり自然課長 すみません、先ほどのカワウのところの表現の仕方についてなんですけれども、例えば34ページの（3）野生鳥獣の適正な保護管理のところの「生態系などへの」というところでございますが、2行目から「カワウは営巣地周辺の」云々、「生態系を悪化させています」という表現を「生態系に影響を与えています」という表現で、悪化という表現はちょっと変えたほうがいいかなと思ひまして、そういうような表現で修正を図っていきなというふうに思っておりますけれども、いかがでございましょう。

○小川会長 いかがですか。

○貴家委員 ありがとうございます。全体を見て、いい言葉がまた見つければお願いします。

○小川会長 はい、お願いいたします。中原委員。

○中原委員 中原です。

いろいろな意見をまとめていただいてありがとうございます。

3点ばかり質問します。

1つは、先ほどありました表現のところ、26ページ、これは事前に配付していただいて、先ほど追加しましたという表記が、「アユが棲める水質は満たしているものの」、「綾瀬川や中川のように、全国水質ワースト5河川」になっているという表現があると、何かすごく違和感があります。アユが棲めるのに何でワーストになっているのというのが、読んでいて理解し難いです。少し表現が、従来の感覚からすると、ちょっとずれているのかなと。アユが棲めるのは危険ではないという感覚。それがまたワーストになって、その意味合いが理解できないと、この文面から思いました。この点を考えていただければと思います。

それと、2点目ですけれども、いろいろな表記があります。例えば27ページの生活排水処理率、それから上のアユが棲める水質の割合、処理率というところの表記が、小数点がついていたりついていなかったりと、有効数字というのがあるのかどうか。ここまで詳細に小数点以下まで表示する意味合いというのがよくわかりません。もし統一できるのであれば、表記のところを検討していただければと思います。

それと3番目、最後ですけれども、23ページ、これも意見を受けていろいろ検討されているということはよくわかりましたが、表のところ、指標のところ、前回のものと数値が変わっています。高濃度PCB廃棄物の年度末、27年度末、前回の資料ですと21.9%、年度が違ったのかもわかりませんが、今回は11.6%に下がっています。また、最終年度は89.9とかなり高くなっている。この施策があるのかという問いについて説明していただいています。県民はわからないと思います。私が検索してみたところ、埼玉県、廃棄物処理計画というのは、ちゃんとまとまっているみたいなので、具体的に、先ほどの参考資料にそういうところを見てくださいと記載する。同様にごみの発生量ですが、埼玉県は平均値が高いという表示があります。これも県の廃棄物の処理計画で数値などが出ていました。先ほど他の委員からあったと思いますが、どこを見ればよくわかるかというところをもう少し詰めていただければ、なるほどこういう形で推進されるということがよくわかると思いました。検討していただければと思います。

以上です。

○小川会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の件についてそれぞれお願いいたします。

○葛西参事兼水環境課長 水環境課でございます。

御指摘の26ページの現況と課題のところの下線部分、「しかしながら」以降のところでございます。実際確かにワースト5河川は、既に一番水質が悪いところでも、これは他県なんですけれども、BODが2.3mg/Lという形で、非常に実態はよくなっております。

この指標にも掲げさせていただいておりますが、埼玉県の前、川の水が非常に汚かった時代があ

ったというようなイメージを払拭していくという意味でも、何としてもここから脱却していきたいという我々の意思がございまして、指標にも残させていただきまし、表記させていただいて、ただ、前回、ワースト5ということだけでも、実際、アユの棲める水質を下回っているのではないかとという御指摘もありまして、ちょっと回りくどい形とはなっておるんですけども、こういった表記にさせていただいたところでございます。我々もやはりイメージを払拭していきたいという意思がございまして、記載をさせていただいております。

それから、指標のところの小数点以下の考え方でございますが、生活排水処理率というのは、これは全国ベースで統計が出ているものでございまして、全国の数値が小数点以下1位で出されておりますので、その数値を引用しております。

アユが棲める水質については、本県独自の水質でございまして、できるだけわかりやすいというような形で、小数点以下を表記しているという、ここについては経緯がございます。

○司会（森田） 指標について事務局からも補足させていただきます。

表記をそろえられるものは、そろえたほうがわかりやすいということは、御指摘のとおりでございますが、おのおの指標というのは、5年間のうちで目標に対する数字が、小数点以下がなくなればよいんですけども、計画の中身によっては、既に小数点以下を出しているものがございまして、なかなか統一できない部分がありますので、そこは個別で判断いただければと思います。

○小川会長 はい、どうぞ。

○田中産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課でございます。

先ほど御指摘のありました23ページのPCBの関係なんですが、確かに前回は21.9%、なぜ11.6%になったかといいますと、昨年度、大々的な調査を行いまして、その中でまだ未届けのものがあるうち埼玉県が把握していないものがあるということがわかっております。その数字を入れ込んだものです。全体的な高濃度のPCBの廃棄物の量、変圧器とコンデンサーは、合わせて4万4,563と確定しましたので、それを分母に計算した結果、11.6%になっております。

33年度末が89.9というのは、34年度末までに全ての高濃度のコンデンサーと変圧器は処分しなければなりませんので、そこが100になるような形で、順次処分先と調整して持っていくという形で、この数字が決められております。

また、埼玉県のPCBの処理計画については、御指摘のように参考資料にこういうものがありますという形で入れさせていただければと思っております。

以上でございます。

○小川会長 はい、どうぞ。

○中原委員 先ほどの数値のところですが、多分、廃掃法で28年度まで、長期は28年度までにPCBは全廃完了ということだったと思います。今回、追加で35年、39年という形になってきて、県の今のお話で漏れたものがあるというお話ですが、法でかなり厳しく全国的に展開された廃掃法があります。それがなぜ現在また新しいものが出てきている。また、先ほどの計画のところについても、埼玉県が把握している内容について100%達成するという、ちょっとあいまいな表現がありました。今までの話をあわせて考えると、まだ十分把握できていない現状なのかなという気がします。それを実際

に100%、各市町村等の関係もあると思いますが、どういう形で、「ただ出してください」ということであれば、従来と同じだと思います。そういうところをどのように、行われるのが気になります。これはここで話すことであるかわかりませんが、この件はいろいろな対策によって完全に完璧にやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○小川会長 今の点は、少し細かいところに入るので、後で関係部局から直接お答えいただくような形でよろしいでしょうか。

○田中産業廃棄物指導課長 承知いたしました。

○小川会長 一応議論に出た点としては、小数点1けたで大体は基本的に統一してあるということで、そうでないところは何か特別なことを考えてある程度やられているということではいけるかなと思います。

それから、アユの川のところは、ワースト5河川で用いられていた基準でいくと、現状でデータをとってきても、その順位が変わらないという状況なので、それはそれで認めないといけないが、ただ、アユが棲めるような水質になっているんだよということ自体は、少しアピールしたほうがいいという苦肉の策で多分表現を考えておられると思います。なかなか難しいところですが。

ただ、ワースト5河川を用いてこれまでやってきているという経緯で、それを落としてしまうというわけにはいかないという御事情があつてのことだと思いますので、その両方の要素を勘案しながらということでは御理解を是非いただければと思います。

大分時間もきていますが、宮崎委員が既にその前に手を挙げてくださっていますから、宮崎委員までにさせていただいて、ある程度この件についてはクローズにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、簡潔にすみませんが、お願いいたします。

○宮崎委員 では、質問させていただきたいんですけども、先ほどパリ協定について言及されていらして、実際に1章の総論のところでは入っているんですけども、今後のことを考えると、この埼玉県の環境基本計画もそういった大きな枠組みの中でどうなのかという視点は必要じゃないかなと思うんですね。

そうしますと、14ページあたりの地球温暖化対策の総合的推進というところに、この部分にもパリ協定との関係性みたいなものが言及されていてもいいのではないかと思うんですけども、特にここには入れないという御判断が何かありますでしょうか。

○石塚温暖化対策課長 温暖化対策課長でございます。

パリ協定につきましては、世界的な協定ということで、我々も非常に重視しているところでございます。

温暖化対策につきましては、実は個別の計画がございまして、ここで詳しくやっていくということで、我々ではそういう認識なんですけど、パリ協定、重要な協定でございますので、この語彙についても入れ込むような形で修正させていただきたいと思います。

○小川会長 よろしいですか。

○宮崎委員 はい、ありがとうございます。

○小川会長 では、諸井委員、お願いいたします。

○諸井委員 それでは、いくつか質問させていただきます。

最終的には議会にあがるということなので、そこで審議すればいいということなんですけれども、環境委員会ではありませんので、ここで聞けることは聞ければというふうに思っておりますけれども、まず緑地を増やすと、これはごく当たり前のことなのかもわかりません。緑地の保全とありますけれども、この県土の中で緑地であるとか、自然になっている場所というのがどのくらいの広さというのが適切なのかとか、望ましいと考えているのかというのがちょっとわからないんですね。

実は昨日、別な審議会、国土利用審議会というものがあるんで、そっちの審議会に出ているんですけども、そこであがってくる案件というのは、結局全部開発、田んぼをつぶして開発しますとか、森林を伐採して開発します。そういう開発案件しか上がってきません。その中でも聞いたんですけども、今後の人口の動向だとか経済の状況を見ながら、どこまで開発をして、都市部というのはどのくらいの面積が埼玉県としては適当なのか。緑地というのはどのくらいなのかというのが国土審議会でもわからないんですね。用途もいろいろ重複して指定されているんですね。だから、全部の面積を足していくと180%ぐらいになり、全然実態がわからないと。だから、この530.6ヘクタールというのを平成33年度末で557に増やすということなんです。これは全体の何%で、本当は何%ぐらいがいいと思っているのかとか、そういうのがわからないと、何かこの数字だけ見ていると、ちょっとわからないなというようなことがございます。

それから、緑を増やすとか、いろいろ県有施設を緑化するとか、県営公園緑化といろいろあるんですけども、一方で、これも議会等で私も言ったことがありますけれども、何かあると、すぐ木を全部切ってしまうんですね。今、県庁から歩いてきましたけれども、県庁の入り口の大きな木は、みんな根こそぎ伐採されていますけれども、だから、植樹をするとか緑化をしようと思っておきながら、県が自ら、クレームがくるんでしょうけれども、落ち葉が散らかるとかですね。そういうときに率先して切ってしまうと。きれいごとと現実の乖離というのが非常にあるので、その辺をどこまで、緑を増やそうというのは当たり前のことで、誰も反対しませんけれども、現実やっていることは違うということがありますので、それを文面としてどこまで、ただきれいごとに徹するのか、現実とどこまでコミットするのかというのを考え方をしっかりさせたほうがいいのかなと、そういう気がいたしております。

それから、太陽光エネルギーについては、ずっと議会等で私も言ってきました、対応等もしていただいて、ガイドラインも作成していただいたということで、非常にそれは感謝している、感謝しているというか、やらなきゃいけないことなんですけれども、そういう意見も今まで出ていたようでもありますけれども、そこでも、この13ページの中でもいろいろ書いてありますけれども、この際、私は太陽光エネルギーの導入促進とかというのもきれいごとであって、やめてしまったほうがいいというような考えです。というのは、皆さんには何回も言っていると思いますけれども、太陽光発電、住宅につけるとこと自体、悪いとは思いませんが、ただ、目的はほとんど売電目的です。小規模発電の場合、投資もありますけれども、家庭の場合は大体売電目的。家にくる住宅会社の営業さんも、もうかりますよと、そういうことしか言いません。環境にいいという意味で太陽光発電を勧めるというよ

うな説明をした方は今までいっしょらない。昼間は売って、夜、蓄電して、深夜の安い電気でもうけましよう、それを使ってもうけましよう、そういう話しかない、そういう意味で売電というのは果たして環境政策なのかどうか。FIT制度というのがよくないわけなんですけれども、そういうことから、快晴日本一とか、それはいいとは思いますが、どうなんですか。売電という考え方に関して、太陽光エネルギーが果たして11万7,800基から22万5,000になったらどういうことが起きるのかということは全然わからないんですね。他の指標なんかでも、指標が先に歩いていて、それがそうになったら、実際どれだけ環境がよくなるのかということは全然わからないところが結構ありますけれども、そういうことも含めてどういうふうに考えるのかということがあれば、ちょっとお聞かせいただければと思うんですけれども。

○小川会長 いくつか御質問があったと思いますが、事務局からいかがでしょうか。

みどり自然課。

○豊田みどり自然課長 みどり自然課でございます。

まず、緑化の件でございますけれども、この保全する面積というのは、例えば制度、あるいは制度によって伐採を届出なり許可制にしたりするものとか、あるいはトラスト運動などで公有地化して緑を確保した面積でございますので、全体の県土面積、森林ですと約3分の1が埼玉県では森林になっておりますので、その面積が約12万ヘクタール余りでございますので、それに対して550ヘクタール余りということは、非常にごくわずかでございます。

ただ、これはそういう制度的に保障された緑ですので、そういったものをなるべく貴重な緑を守っていこうということで、その面積を増やしていこうということで、ここに指標として掲げさせていただいております。

それから、緑を増やすことについてでございますけれども、確かに街路樹等の管理によって、いわゆる強剪定というものですけれども、伐採されて、なかなか緑草、緑陰が豊かな形にならないような状況もございます。それぞれ管理する方々のいろいろな御意見等も、住民の方の御意見等もあるかと思っておりますけれども、私どもとしては、なるべく増やしていただけるようお願いしていくと。ですから、そういった適切に緑が維持管理できている場所をなるべく増やしていきたいということで、施策的にいろいろな補助事業も導入しながら働きかけてまいりたいと思っております。なかなか至らない面が多々あるかと思っておりますけれども、見守っていききたいと思っております。

○小川会長 それ以外の部分について、どうぞ。

○松山エコタウン環境課長 エコタウン環境課でございます。

太陽光エネルギーに関して、いろいろ御指摘もいただき、ありがとうございます。一定の努力はしているということを御理解いただいて感謝いたします。確かに再生可能エネルギー、あるいは太陽光をどう活用するかは、議論のあるところではございます。極端なことをお話しをさせていただくと、委員がおっしゃったように、やめることも一つの選択肢だとは思いますが、我々としては、ここに大きな考え方として自立分散型の低炭素社会づくりをうたっております。その中で、埼玉というのは、ほぼ他の地域からエネルギーを供給してもらっている立場でしかありません。その中で、東日本大震災のような災害がおこり、計画停電のような事態もありました。ここに30%以上というような分散型

電源の表現がありますが、ある程度、自分たちの使うエネルギーを自分たちでつくっていく必要があると考えています。

言葉では、地産地消というように書かせていただきましたが、その中で自分たちでつくるエネルギー、例えば水素も石油からでも作れますし、太陽光などの再生可能エネルギーでもつくることができ、やはり地産のエネルギーになります。コージェネレーションもお出ししていただいている中で、やはり埼玉県の特徴を考えますと、再生可能エネルギー、自分たちでつくるエネルギーは、太陽光以外大きなものはないというのが実情、現実でございますので、太陽光発電、再生可能エネルギー、地産のエネルギーとして、我々としては普及をしていきたいと考えております。

その中でも御指摘いただいているような環境や緑を壊してまで太陽光を作ってほしいとは思っていません。それは同じ考えです。やはりその中で自分たちで作るといふところからいいますと、住宅用太陽光発電をまず根本に置いて、そこに住んでいる人たちが二酸化炭素を出さない、エネルギーを自分たちで作って自分たちで使っていくという社会というのを作っていきなさいと思っており、22万5,000基というのは、160万戸からすると、そんなに多くはないですが、22万基でいきますと7戸に約1個はつくこととなります。そういった中でお互いの助け合いの中でも、自分たちで使うエネルギーは自分たちで作っていくという社会を作る意味で、住宅用太陽光を象徴として周知をしています。

○小川会長 御質問があった内容、大体お答えいただきましたでしょうか。

よろしいですか。

○諸井委員 ここで答えはいただけないようなこともわかりながらも質問したんですけれども、まず緑地に関しては、建前はもちろんそうなんですけれども、現実が違っているので、その辺を要するに私が今言ったのは、具体的に書き方としてはどうするんですかというところで、現実はそのであれ、きれいごとだけでいきますよということのお返事でよろしいのかということなんです。

あと太陽光に関しては、もちろん自分で作らなきゃいけないという話は、そのことだけはもちろんそうなんですけど、ただ、住宅につけている場合は、先ほど申し上げたように、自分でつくった電気を自分でその場で使っていれば、それはエコロジーかもしれないけれども、昼間の太陽光で発電した電気を売って、深夜の電気をためて昼間にそれを使うというふうにシステムを住宅会社は売っていますので、それはエコロジーなんですかという、それを勧めるということはエコロジーなんですかということなんです。だから、おっしゃっていることは理想というか、きれいごとなんですけれども、現実とは全然違いますよということなんです。

だから、やりたい人は別にやればいいと思いますけれども、県が促進するのはどうなのかという、そういう意味で言っただけなんですけれども、だめとは言っていない。やりたい人はやれば、もうけたいという人は、今の制度の法にのっとってやればいいだけの話だけれども、それを県が補助金を出してやるとか、補助金を出して売電を勧めるとか、そういうことは果たしてエコロジーなのかと、その答えをいただきたい。

以上です。

○小川会長 はい。

○豊田みどり自然課長 緑化につきましては、さまざま困難な問題があるというのは認識しておりま

すけれども、やはりそれを進めていくという姿勢をこの環境基本計画ではとっていきたいというふう
に考えておりますので、御理解いただければと思います。

○小川会長 今回の緑化のところについては、協議事項の中で緑地計画のほうも出てきて、その緑地計
画の中で、より具体的には何をどうしていこうかという形での議論をちゃんと詰めるということが必
要じゃないかと思っておりますので、そこでも少し御議論いただくということではいかがでしょうか。

○松山エコタウン環境課長 エコタウン環境課です。

住宅用に関しましては、小規模ということがございますので、基本的には余剰売電です。ですので、
100%売っているのではなくて、使ったものの残りを売っているという形になります。

○諸井委員 それは違うよ。

○松山エコタウン環境課長 基本的に原則はそのようになっており、実際には住宅会社が大きなもの
をつけて、100%売電をやっていることも把握しておりますが、原則として我々がやろうとしている
ことは、小さなものをつけて、それを使っただけ、また、それには蓄電池が必要と考えています。
そういったものを同時に普及させていくことによって、電気を使っただけ。売電は、数を増やす
ということに関しては、今までプラスがあったことも事実だと思います。しかし、FIT制度を悪用
ではないですが、売るということに力を入れてきた方がいるということも、一方では制度の悪い部分
ということは事実だと思います。

我々としては、とにかく住宅に太陽光を設置し、発電した電気を使っただけ、そこで余った電
気売ることを促進していきたいと考えておりますので、それ自体はエコロジーということで環境に
いいと考え、低炭素社会づくりを進めていきたいと考えております。

○小川会長 よろしいですか。

○諸井委員 よろしいというか、現状の認識が余りにも違い過ぎるので、違い過ぎるというか、現状
を知らな過ぎるので、ちょっと議論にならないからいいです。

○小川会長 ただ、固定価格の買い取り料金も、そういった意味ではコストが下がってきていること
をちゃんと認識して、それで下げてきていると思います。

○諸井委員 下げざるを得ない。

○小川会長 業務用のほうは、もう24円という家庭料金のレベルまで実際に下がってきていると思
いますので、住宅用のほうも、そう遠からず、24円の水準には下がるという環境になるかと思
います。そうすると、それぞれが発想を変えていろいろな工夫をしていかなければいけないという状況が出て
くると思います。

それでは、よろしいでしょうか。

時間が、大分オーバーしてしまっていますが、幾つか修正を入れてくださいということで、進捗状
況はある程度しかるべきところで表現を入れるということ、カワウについては御提案がありましたけ
れども、少し練っていただくということ、それからパリ協定の話を少し触れるということでのお話が
あったと思っておりますので、その辺の修正を加えて答申をまとめるということではよろしいでしょうか。一
応、答申の文言につきましては、これから修正をされると思いますので、最後のチェックについては、
私に一任をしていただくということをお願いしたいと思っておりますが、それでよろしいかということでお

伺いたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

○小堀委員 すみません、ちょっと文言の件で。

○小川会長 はい。

○小堀委員 本日は質問事項についてだけということで、それについては本当に事務局のほうで御努力いただいているものになりつつあるなと思います。しかし、文言については、県民にとってわかりにくい内容であるというのが私の全体的な印象です。

例えば33ページの生物多様性の保全の現況と課題というところです。な生物多様性を減少させる4つの要因の説明から始まり、本県での力を入れて取り組む施策を説明し、そのあとに具体的な施策の説明がないと、ここのパラグラフのつながりがわからないと思います。読んだ人が頭の中できちんと整理でき、わかりやすい表現にさせていただくのが望ましいと思います。

それから、この段落でいいますと、「生物多様性保全県戦略」について、まずは県の戦略があって、その中で課題を説明し、読んだ人が理解しやすいような流れを作るべきだと思います。

○小川会長 それは、計画（案）の全文にわたって対応してほしいという話をされているのでしょうか。それとも、この生物多様性のところを少し考えてほしいというお話でしょうか。

○小堀委員 他もそういう文章が見受けられますので、全面とは言いませんが、一応読み直してみて、わかりやすい段落構成、それから全体の流れがあるのが望ましいと思うんですね。

日本語の文章は英語と比べて段落内の構成が明確でない事情もあります。英語では、基本的に段落の最初にコントローリングアイデアが記載されており、このパラグラフで何を言いたかが明確です。それ以下の段落（パラグラフ）の文章はコントローリングアイデアに関連のある内容が記載されています。このようか観点から文章を見ますと、たとえば計画（案）では一つのパラグラフにいろいろなことが盛り込まれており読みにくい。すべての段落を言うわけではありませんが、県民の立場でわかりにくい。県民の方や多様なセクターの人が読んで、賛同してもらったり、行動したいという気持ちになってもらうことが一番大事なので、わかりやすいというのは非常に大事なことだと思っています。

○小川会長 できれば、もう少し前に御指摘いただいたほうが本来はよかったのかなという気がしますが、全部という話はなかなか大変ですので、チェックしていただいて、どうしてもここはこうしたほうが良いというところがあれば、そこを検討していただきます。その確認は、最終的に私のほうに御一任いただくということでよろしいでしょうか。そういう取り扱いで対応させていただくということでよろしいですか。

○小堀委員 結構です。

○小川会長 じゃ、そうさせていただきます。

そういうことで全体を御承認いただきたい。答申するというで御承認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小川会長 ありがとうございます。

それでは、大分駆け足でいかないといけない状況になってきていると思いますが、続きまして、諮問事項の②ということで、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する総量削減計画（埼

玉県) (案) についてと、諮問事項の③で、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基準(案)についてということでお諮りします。これらにつきましては前回の審議会において制度の概要や見直しの方向性について御報告いただいて議論もさせていただいたところです。両方が関連する内容でありますので、まとめて県のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○葛西参事兼水環境課長 水環境課の葛西でございます。

諮問事項②の総量削減計画(案)及び諮問事項③の総量規制基準(案)について続けて御説明申し上げます。

なお、前回の審議会で見直しの方向性につきまして報告事項として御説明いたしました。その後、9月30日に国が総量削減基本方針を策定したことを踏まえまして、今回、計画(案)及び基準(案)について諮問するものでございます。2つの案とも前回の報告に沿った案となっております。

それでは、座って説明させていただきます。

初めに、諮問事項②の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(案)についてです。

計画の内容につきましては、計画(案)の後ろに添付しております資料により御説明いたしますが、制度の概要につきましては、前回御説明しておりますので、簡単に説明させていただきます。

目的は、東京湾に流れ込む汚濁物質を削減して、水環境を改善することでございます。

経緯につきましては、埼玉県を含む東京湾流域の1都3県は、水質汚濁防止法の規定に基づきまして総量削減計画を定め、各都県で発生する汚濁物質の総量の削減に取り組んでおります。

この総量削減計画とは、国が策定する基本方針に示される方向性に沿って各都県が取組を計画としてまとめるものでございます。このたび、7次総量削減計画が平成26年度をもって終了したことから、第8次総量削減計画を策定するものです。

なお、汚濁物質の総量につきましては、法律上の用語は汚濁負荷量ですが、今回の説明では、わかりやすく汚濁物質の総量という用語を使用しております。

対象地域は、埼玉県内の利根川流域の本庄市、神川町、上里町を除く60市町村です。

対象項目は、COD、窒素含有量、りん含有量の3項目でございます。

2ページを御覧ください。

総量削減制度の体系としては、水質汚濁防止法に基づきまして、まず国が目標年度、汚濁物質の削減目標量及び削減に関する基本的な事項を総量削減基本方針として定め、その後、国の方針に基づきまして県が総量削減計画を定めます。

次に、資料2-2を御覧ください。

埼玉県の総量削減計画(案)の概要についてでございます。

総量削減計画では、国が策定する総量削減基本方針に基づき、目標年度、発生源別の汚濁物質の削減目標量、削減目標量の達成の方途を定めます。

今回策定する第8次計画の目標年度は、平成31年度でございます。

発生源別の汚濁物質の削減目標量をこのページの左側に記載しております。

CODについては、平成26年度の実績では、1日当たりで63トン発生してはりましたが、これを4

トン削減し、平成31年度には59トン以下に抑えるという目標です。窒素含有量の削減目標量は、1日当たり50トン、りん含有量については、1日当たり3.2トンとしております。3項目全てにおいて平成26年度の実績値より削減する目標です。

続いて、ページの右側に記載しております削減目標量の達成の方途を御覧ください。

生活排水として新たに流域下水処理場での段階的高度処理の導入を追加いたしました。産業排水対策として総量規制基準の一部改正を予定しております、工場・事業場から排出される汚濁物質の削減対策を継続いたします。

なお、総量規制基準の一部改正につきましては、後ほど諮問事項③において説明いたします。

その他、汚濁発生源に係る対策として、引き続き県農林部を初め関係機関の指導により、肥料を適正な量で使用するなどの対策を行います。教育、啓発や、その他の対策につきましても、引き続き実施してまいります。

ここで、前回の環境審議会でのどのように削減目標量を達成するののかとの御指摘をいただいておりますので、資料により御説明いたします。資料2-3を御覧ください。横書きでございます。

資料2-3は、りん含有量を例に削減目標量の内訳と主な削減方法を図示したものです。

りん含有量については、平成26年度の実績では、1日当たり3.4トン発生しておりました。平成31年度は、平成26年度に比べ、1日当たり0.2トン削減する必要があります。第8次計画では、汚濁物質の全体の約7割を占める生活系の汚れを中心に削減する計画で、主に3つの方法、または要因による削減を見込んでおります。

1つ目が、流域下水処理場での段階的高度処理の導入です。段階的高度処理とは、下水中の窒素、またはりんの除去を目的として、処理槽に吹き込む空気量を増やすといった運転方法や処理時間を工夫する処理方法のことです。また、段階的高度処理の導入の効果について試算した結果を御覧いただいている資料に記載しております。

今後、下水道の利用人口の増加が予想されることから、仮に段階的高度処理を導入しなかった場合、下水処理場での汚濁物質の発生量は0.14トンの増加が見込まれます。そこで、段階的高度処理の導入により、汚濁物質の発生量は0.17トン削減され、平成26年度に比べると1日当たり0.03トン削減が可能となります。

2つ目が単独処理浄化槽から合併処理浄化槽などへの転換の促進です。これまでも実施してきた対策ですが、対策を継続し、1日当たり0.17トンの削減を見込んでおります。

3つ目は、合併処理浄化槽で処理している地域の人口が減少することなど、その他の要因による汚濁物質の減少で、1日当たり0.04トンの削減を見込んでおります。

これらにより平成31年度の汚濁物質の総量は、平成26年度に比べ1日当たり0.2トンの削減となり、削減目標量の達成となります。

恐れ入りますが、資料2-2の2ページにお戻りください。

総量削減計画の策定に係る今後の予定についてです。

答申をいただいた後、関係市町村長に意見聴取を行います。その後、環境大臣への協議を経て、平成29年6月に第8次総量削減計画を策定し、告示する予定です。

続きまして、諮問事項③の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（案）についてでございます。

総量規制基準につきましても、前回の環境審議会で見直しの方向性について報告事項として御説明いたしました。

前回報告した方向性に沿って、総量規制基準の改正案を作成いたしましたので、今回諮問するものでございます。

総量規制基準（案）の概要につきましては、資料3により御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料3の1ページを御覧ください。

1、総量規制の概要です。

総量規制とは、先ほど諮問事項②で説明しました総量削減計画の削減対策の1つとして、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場からの排水に含まれる汚濁物質の総量を一定量以下に規制するものです。

2、対象事業場は、水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、1日の平均排水量が50立方メートル以上の比較的大規模な事業場に限定されております。

3の対象項目は、COD、窒素含有量、りん含有量の3項目です。

2ページを御覧ください。

総量規制基準の算定方法についてです。

総量規制基準は、規制項目ごとに「排水水の濃度と排水量の掛け算」により算定するもので、このページの枠で囲った式により計算いたします。この総量規制基準の算定に使用する濃度については、C値と読んでおまして、215の業種ごとに個別の規制基準を設定しております。今回の見直しでは一部業種の規制基準を引き下げるものです。

次に、3ページを御覧ください。

規制基準の見直しの手順と県の考え方についてです。

規制基準の見直しにつきましては、まず国が業種ごとに規制基準の上限と下限を定めます。総量規制の対象事業場から排出される汚濁物質につきましては、これまでの取組によってかなりの削減が図られてまいりました。このため、国では大幅な規制強化ではなく、主に「現状の水質を悪化させない観点」で規制基準の範囲の見直しが行われました。

次に、国の見直しを受けまして、県は国の定めた規制基準の範囲内で見直すこととされております。県においても国の考え方に準拠して、資料に記載した3つの条件のいずれかに該当する業種について規制基準を見直しました。見直し後の規制基準（案）は、諮問事項③のとおりです。また、詳細な説明は割愛いたしますが、見直し後の基準を比較した表と別表1から3として資料3の後ろに添付しております。

続きまして、資料3の4ページを御覧ください。

今回見直しを行う業種の数、全体の215の業種のうち、CODで2業種、窒素含有量で5業種、りん含有量で7業種となっており、過去の見直しと比べると、小規模な見直しとなっております。いずれの業種においても、ほとんどの事業場で既存の施設を適正に管理し、現状の水質を維持すること

で新たな規制基準に適合できることを確認しております。

なお、資料には記載しておりませんが、今年の8月から9月にかけて見直し対象業種の関係団体等に意見照会を行いました。特段の反対意見はございませんでした。

最後に、今後の予定についてでございます。

答申をいただいた後、総量削減計画の策定にあわせて、平成29年6月に総量規制基準を定めて告示する予定です。その後、前回の見直しと同様に一定の猶予期間を経て新しい総量規制基準の適用を開始いたします。

諮問事項③の総量規制基準の説明は以上でございます。

○小川会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御意見、あるいは御質問をお願いしたいと思います。

それから、先ほどと同様に、県におかれましては、各委員からの質問などについて、課長さんだけでなく、適宜担当の方からお答えいただいても結構ですので、よろしく願いいたします。

どなたからでも結構ですが、いかがでございましょうか。

どうぞ、森川委員。

○森川委員 言葉なんですけれども、資料2-2の上のほうの四角で囲まれている削減目標量というところが、「目標年度に発生する一日当たりの汚濁物質の総量」と書いてあるものは、これは365分の1ということですか。

○小川会長 はい、どうぞ。

○水環境課 この量としては、1日に発生する量になります。ですので、年間、31年度のある1日、例えばCODであれば59トン、それから窒素含有量であれば50トン、りん含有量であれば3.2トンが1日に発生する量の限界というか、削減値になります。

○葛西参事兼水環境課長 削減した後の数値が59トンという形になります。法律上の用語ですので、なかなか難しいんですけれども、削減した後にここまで持ってくるという形になります。

○森川委員 わかりました。

○小川会長 ほかにはいかがでございますか。

斎藤委員。

○斎藤委員 削減目標の達成のためのということで、生活排水対策のところ、段階的・高度処理の導入とあって、資料2-3のところにも詳しく書いてあるんですけれども、この段階的・高度処理というのは非常に難しいというふうに聞いているんですけれども、この数値というのは、今もう導入されているものがあると思うんですが、その実績に従って算出しているのかどうかというのをちょっと教えていただければなというふうに思います。

○葛西参事兼水環境課長 下水道事業課さんがお見えになっておりますので、そちらから答弁させていただきます。

○下水道事業課 下水道事業課から回答させていただきます。

今回こちらで挙げております流域下水場での導入による効果ということで0.03トンマイナスにつきましては、既に実証実験の成果が出て、段階的・高度処理に現在運転を移行と導入作業中でありまして

れども、実質的には段階的高度処理の処理を行っておりますので、成果が出ている実験を行って、成果が出たものについて、その効果をこちらに示しております。

また、今後も、現在実験しておるところもございまして、県内全体のそのほかの流域下水道の処理場についても、順次、段階的高度処理化を含めて進めていく予定でございます。

○斎藤委員 わかりました。

あともう1点。

○小川会長 はい、どうぞ。

○斎藤委員 これを進めるのに、教育、啓発等というのがあったと思うんですけども、先日、環境科学国際センターに行ったら、県内ではどの河川が汚れているのという資料があつて、ちょっと古いんですけども、2010年の資料をいただきました。そうしたら、後ろに生活排水、これはBOD、ちょっと切り口が違ふんですが、BODで切り口になっているんですけども、生活排水がいかに関与度が高いか、それから個別の排水処理について、絵とグラフが入って非常にわかりやすいので、これを更新するような形で、こういうのもっと使って、先ほどの項目にある教育、啓発なんかに利用したらいいんじゃないかなというふうに思いましたので、意見として述べさせていただきます。

○小川会長 どうぞ。

○葛西参事兼水環境課長 生活排水にかかる汚濁負荷量の削減というのは、非常に啓発効果が高いものというふうに認識しております。今後とも、例えばイベント等のチラシであるとか、それから県のホームページであるとか、そういったものを充実して対応してまいりたいと思います。

○小川会長 今の資料2-3にちょっと関連して確認したいのですが、先ほど0.03という数字が出ましたけれども、段階的処理の導入というのを行わなければ0.14増えてしまうというのに対して、それを導入して0.17減らすので、ネットすると0.03ということで、そういう意味では一定の大きな効果を持っているんだということよろしいですね。

○葛西参事兼水環境課長 そのとおりでございます。

○小川会長 それから、りんのところでの御説明ですが、一応窒素もそういった意味で除去はできる力を持っているということですね。あともう一つ、CODのほうには、これは導入すると効果があるということにつながっているのでしょうか。

○葛西参事兼水環境課長 CODの削減効果もあるというふうに聞いております。

○小川会長 一応生活排水に対しての比較的有效な対応策になっているという理解でよろしいですね。

○葛西参事兼水環境課長 はい。

○小川会長 ほかの方からはいかがですか。

宮崎委員。

○宮崎委員 今の委員長の御質問に関連するんですけども、導入しない場合、このりんに関しては、プラス0.14という数字がかなり大きいかなと思うんですけども、この算出根拠はどういうことでしょうか。下水道を使用する人口が増加するということですよ。人口増加で考えると、今が2.6%でいったと思うので、それに対して1日当たり0.14ということは5%増えているので、5%ぐらい下水

道を使用する人が増えるという計算でしょうか。

○水環境課 すみません、下水道を使用する人口の見込みなんですけど、平成26年度の実績ですと、うちのほうの試算で543万1,000人だったものが、平成31年度、これは目標ですけれども、572万7,000人ということで約30万人弱ぐらい増えるの見込んでおります。それによって下水道のほうに入る水が増えますので、その分何もなければ増加する要因ということで考えております。

○宮崎委員 利用人口の増加によるりん排出量の増加というふうに考えて試算なさったということですね。

○水環境課 そのとおりでございます。

○宮崎委員 はい、わかりました。

○小川会長 ほかに。

それでは、私からもう1点だけ。総量基準のほうも、環境省が強化したのに対して、埼玉県として少し見直しを入れて強化している部分があると思うのですが、その総量基準を強化するということが、今の削減のところはどうきいてくるかということは、何か検討されているのでしょうか。

○水環境課 一応産業系の排水、今回78になるんですが、随分削減をしてきました。それですので、実質的には産業系はほぼ削減できる余地がなくて、国の考え方も同じなんですけど、現状出ている排水の水質よりも悪化させないということで、逆に言うと、数字を緩めたりしてしまうと、場合によっては負荷量の汚濁物質の量が増えてしまいますので、現状の同じ水準でいかに保つということで数字を見直しております。ですので、現状、実際の事業場によっては、基準よりもいいということもあるので、そういう意味でいいものであれば、その水質より影響がないという形ですので、実際上は見直しによって、ほぼ産業系排水の負荷量については、今回はおおむね変わらないということです。

○小川会長 はい、わかりました。

そうすると、主に生活系排水のところを対応したいということですね。具体的には、今の段階的高度処理の導入ということと、あともう一つは単独処理浄化槽ですか、それから合併処理浄化槽へいろいろ展開をしていくということ、その2つを大きな対応策として考えて、それで今後5年間進めていきたいと、そういう内容のものになっているということでございますね。

はい、どうぞ。

○宮崎委員 すみません、追加で質問なんですけれども、今のお話で、高度処理の導入と、それから浄化槽のタイプの転換というのが、大体効果が同じというふうな数字が、0.17というネットで数字が出ていますよね。それに対するコスト的なものはどうなのかということが1点。運転資金と、それから設置のコストというのが随分違うのではないかなというふうに思うんですけれども、それがどの程度かということと、それから今のりんの事項で見ると、家庭でできる生活排水の対策というのが、この削減計画のほうには出ているんですけれども、その数字が入っていないというのは、見積もりができないからということなんですか。もしそれができるとしたら、どのくらいの見積もりになるのかという点についても教えていただけるとありがたいと思います。

○葛西参事兼水環境課長 昨年で浄化槽と下水道については、まず1つはエリアでの役割分担というのがありまして、私どもとすると、これはもう下水道が整備されない浄化槽エリアで転換していくと。

当然単独槽なりくみ取り槽から合併浄化槽へ転換という100万円程度のお金がかかります。それについては、県としても私どものほうから、多少の差はありますけれども、30万円から50万円程度の補助、それにプラス市町村の補助金、国の補助金という形で、できるだけ浄化槽を設置される方の費用の軽減に努めております。今大体、県としては、年間5億円程度の補助金を出させていただいております。

○宮崎委員 すみません、コメントの意図は、単独浄化槽から合併浄化槽に変えたほうが、結局安く済むんじゃないかという選択もあるのではと思うんですけども、その点はいかがなんでしょうかという質問です。

○葛西参事兼水環境課長 まず、冒頭申しました面的な役割分担があって、まず下水道を整備する計画の区域については、下水道をきちっと使っていくというのが一つの考え方で、それ以外のところについては合併浄化槽でやっていく、その役割分担がありますので、そこはなかなかコストだけでは切り切れない部分があるかと思えます。

○宮崎委員 その役割分担を何をもとに決めているのかというところも知りたいですけども、結構です。

○葛西参事兼水環境課長 面的な役割分担については、これは各市町村がおのおのの計画を立てておまして、それに基づいて県がまとめた計画で生活排水処理施設整備構想という計画を持っております。

○宮崎委員 では、2点目の家庭でできる対策というのが具体的にどのようなもので、それが実施されたとすれば、どのくらいの効果があるというふうに考えていらっしゃるかという点をお聞かせいただけますでしょうか。

○葛西参事兼水環境課長 家庭では、やはり汚れを浄化槽にもできるだけ出さないということを前提として、油とかそういった汚れをふき取った後で食器を洗うとか、そういったことをしていただくような啓発をしておりますが、なかなか正直申し上げまして、数値を統計的に出すというのは難しい状況があるかと思えます。

○宮崎委員 全てのことをコストで考えると、もう少し安く済む方法があるんじゃないかなと思った次第です。

○小川会長 よろしいですか。時間が大分経過していますので、もしよろしければ、この辺までにしたいたいのですけども、よろしいでしょうか。

○宮崎委員 はい。

○小川会長 それでは、今までの議論で御質問という形では大分たくさん出たと思いますが、この内容に関して、ここを修正してくださいという形でのお話はなかったと思いますので、そういう観点では原案どおり答申するということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小川会長 ありがとうございます。

それでは、どうもありがとうございました。

それで、あと残り時間が20分ということですので、続きまして、協議事項の①で埼玉県広域緑地計

画（案）について、県のほうから御説明をお願いいたします。一応御説明をいただいて、もし残っている時間があれば、少し重要な部分の意見をお出しただいて、それで時間が12時を超えてしまうようでしたら、残りの意見の部分については別途照会させていただいて、委員の皆様から出していただくという形で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、御説明のほうをお願いいたします。

○豊田みどり自然課長 みどり自然課でございます。

それでは、協議事項の①、第2次埼玉県広域緑地計画（案）について御説明をさせていただきます。失礼ですが、着席をして説明させていただきます。

計画（案）自体は、赤いインデックスで協議事項①となっているものでございますが、こちらのほうは随時御参照いただくといたしまして、青いインデックスの資料4-1、第2次埼玉県広域緑地計画（案）の概要について、こちらに基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料4-1の1ページ目でございます。

ローマ数字のⅠ、序章の部分を御覧ください。

1の計画策定の趣旨でございますが、埼玉県では、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づきまして、平成17年度に緑に関する施策の指針となる広域緑地計画を策定いたしまして、身近な緑の保全や創出を図ってまいりました。この計画が今年度で期間満了となりますため、第2次の広域緑地計画を策定しようとするものでございます。

計画期間につきましては、社会情勢の変化などに対応した施策をタイミングよく展開することなどを考慮いたしまして、平成33年度までの5年間といたしております。

続きまして、Ⅱの総論の部分でございますが、1の埼玉の緑の現状についてでございます。

埼玉県は、東部の広大な低地から西に進むにつれまして、台地、丘陵地、山地へと次第と高くなりまして、県境では2,000m級の山々が連なっております。標高の高い地区には、主に自然林、山地には人工林、丘陵部には雑木林など、あるいは低地では水田等が広がっておりまして、緑は県土面積の約6割を占めております。

続きまして、（2）緑の保全・創出の取組についてでございます。

緑の保全につきましては、法令等により樹木の伐採行為などを制限するもの、これを「地域制緑地制度」と呼んでおりますが、これにより保全するものですか、緑のトラスト、保全地のように公有地化を行うことで保全する、これを「施設緑地制度」と呼んでおりますが、こうした手法により身近な緑の保全を図ってまいりました。また、工場や商業施設の屋上や壁面の緑化や、校庭・園庭の芝生化、駐車場の緑化などを推進し、身近な緑の創出を図ってまいりました。緑の保全や創出のためには、平成20年度に「彩の国みどり基金」を設置いたしまして、自動車税の一部を基金を積み立てて活用してまいりました。

1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

（3）の緑を取り巻く状況の変化でございます。

埼玉県も間もなく人口減少局面に転ずると言われておりまして、また東京オリンピックの招致以降、ヒートアイランド現象というものもまた注目が集まっております。また、緑の持つ防災・減災機能や、

生物多様性の保全についても現在関心が高まっているような状況でございます。

続きまして、（４）県民の緑への関心でございます。

毎年行われております県政世論調査におきましても、「自然を守り、緑を育てる」ことは、ここ数年来ずっと上位10位以内に入っております。常に施策の要望の中では上位にランクされております。また、5か年計画の施策満足度を調査した県政サポーターアンケートにおきましても、緑の施策に対する満足度は高いものの一つとなっております。

このような状況を踏まえまして、2番の緑の将来像と基本的な考え方についてでございます。

まず、（１）の緑の将来像でございますが、施策の継続性という観点からも、引き続き『緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」』としたいと思っております。

（２）緑のあり方でございますが、野生生物の生息拠点などの自然環境保全機能、あるいは土砂災害の軽減やヒートアイランド現象の緩和などの防災・環境負荷軽減機能など、緑の持つさまざまな機能が効果的に発揮できるように緑を配置していく必要がございます。また、山地ですとか、丘陵地、台地、平地など、地域の地形や利用状況に合わせて緑を配置していくことも重要だと考えております。

そこで、（３）の緑のネットワークの形成でございますが、秩父の山々を初め武蔵野の雑木林、豊かに広がる田園、水と緑に彩られました荒川や利根川など、多彩な地形に多彩な緑が残されております。本県の特徴を踏まえまして、秩父の山地や荒川、利根川をネットワークの核（コア）として生かしながら、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全して、ネットワークの拠点（エリア）づくりを進めてまいります。そして、樹林地や公園、河川、水路、街路樹から建物の壁面、屋上など、さまざまに新たに創出された緑を加えまして、できる限り緑の連続性を確保しながら、これを形成軸（コリドー）として、埼玉の多彩な緑が織り成すネットワークを形成していきたいというふうに考えております。

続きまして、ローマ数字のⅢ、「身近な緑」の保全・創出・活用についてでございます。

こちらは指標について御説明させていただきますが、（２）各施策の基本方針というところでございます。

「緑を保全する」では、緑の保全面積を現状値の531ヘクタールから平成33年度末までに557ヘクタールにする目標といたしております。

「緑を創出する」では、平成29年度から33年度までの間の緑の創出面積を250ヘクタールとするものでございます。

「緑を活用する」では、彩の国みどりのサポーターズクラブの団体数を現状の233団体から平成33年度末までに310団体とするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページを御覧ください。

2、「身近な緑」に関する施策の展開方針についてでございます。

（１）「身近な緑」を守るでは、保全の必要性の高い緑について、市町と連携を図りながら「ふるさと緑の景観地」などに指定していくことを推進していきます。また、優れた景観を有するなど、保全の必要性が高い緑につきましては、「さいたま緑のトラスト基金」などを活用して公有地化を推進してまいります。

（２）新たな緑をつくるでは、校庭・園庭の芝生化を推進するとともに、緑地計画届出制度の改善

や優良事例の顕彰などによりまして、民間の努力による緑化の促進を図ってまいります。また、民間の創意工夫による壁面、屋上等の緑化を支援してまいります。

(3) 「身近な緑」を活用するでは、彩の国みどりのサポーターズクラブの活動を促進するとともに、緑のトラスト協会のボランティアスタッフリーダーの養成などを行います。また、県民の皆様の自然に対する御理解を深め、自然保護の普及啓発を図る施設として、さいたま緑の博物館などの自然ふれあい施設を運営し、その利用促進を図ってまいりたいと思っております。

また、今後のスケジュールでございますが、こちらのほうは、すみません、資料の4-2のほうにございますが、現在、県民コメントを実施中でございます。今審議会でいろいろ御意見等を賜りまして、また県民コメントに寄せられた県民の皆様の御意見なども検討させていただきまして、必要に応じて修正などを行いまして、県議会に行政報告という形で御報告をさせていただきたいと考えております。そして、本審議会に諮問して、御答申をいただいた上で、計画を策定し、公表してまいりたいと考えております。

以上で、簡単ではございますが、私の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○小川会長 どうもありがとうございました。

それで、実はこの会場が、この後、予定が入っているそうでございますので、きっちりした時間で終わらないといけないということです。大変申しわけないですが、今から「御意見を出してください」を始めちゃうと、きっと終わらなくなってしまいますから、御意見は後で事務局のほうにお出しいただくという形で対応をさせていただきたいと思えます。スケジュールに関して1点だけ確認をさせていただきます。このスケジュール表で3月のところに議会報告と入っていますが、この環境審議会で審議して答申をするというのは、どこかでもう1回審議会が入ることなのでしょうか。そこがちょっとわからなかったのです。

○豊田みどり自然課長 環境審議会が年明けに予定されているというふうに伺っておりますので、そこで諮問させていただいて、御答申いただければありがたいと考えております。

○小川会長 ということでございますので、そういった意味では全体を見渡して意見をお出しいただくというのは、今回、書面でちゃんと出していただくことをお願いします。それを事務局のほうにも御検討いただいて、それを踏まえた上で最終的な審議と答申を行うというスケジュールになると思います。今回、意見や質問をきちっと出していただくということは、くれぐれも是非よろしく願います。はい、どうぞ。

○司会（森田） すみません、事務局からちょっとその点で補足をさせていただきます。

本日お時間がないということで、今、会長からお話のありました質問に関する様式は、事務局から各委員さんにメールなり、あるいはわかるもので御送付させていただきまして、その中に、期限はいつというのはちょっとここで申し上げられないんですが、期限を定めて御意見の照会をさせていただきます。

それで、次回、2月の上旬を予定しておるんですけども、そちらで諮問させていただきます。そのときに、その意見を前提として御議論いただきまして、答申いただくような形を今のところ考えて

ございますので、それについて御協力、御理解賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

○小川会長 そうい観点では、2月の議論のときに新たな意見が出てきて、それをその場で考えなければいけないという状況になるのは、大変つらいので、できるだけ今回の意見提出に際して、よく中をチェックしていただいて、御意見をお寄せいただくようにくれぐれもお願いをしたいということでございます。

それでこの件については終わりにしたいと思ひますけれども、その他は何かござひますか、事務局のほう、よろしいですか。

それでは、これで本日の審議会の議題は全て終了いたしましたけれども、最後に委員の皆様より何か御発言があればお願いしたいと思ひます。

○小堀委員 議事録の取扱いですが、いつもICレコーダーで録音したそのままの文章の修正依頼があります。録音したものは、しゃべる言葉で、議事録の書き言葉になっていないため、修正するのに非常に時間がかかります。議事録をつくるのは、事務局の役割だと思ひますので、書き言葉に直した議事録を作成していただきたい。しかし、ICレコーダーの内容と齟齬があるというのを問題にされる委員の先生がいらしたら、ICレコーダーの記録と書き言葉に修正した議事録と両方送っていただいて、委員が確認できるようにしていただきたいと思ひます。

是非検討いただきたくお願いたします。

○司会（森田） それにつきましては、当日の御審議の内容をできるだけそのままお伝えするというこで、必要最少限度には手を入れさせていただいております。事務局としてはできるだけ委員さんの発言をそのまま生かすような形で、「てにをは」等については直させていただきます。もし、そういったほうがいいということであれば、改めたいと思ひます。

○小川会長 その点は、事務局でよく御検討いただきまして、御対応をお考えいただければと思ひます。よろしいでしょうか。ほかには。

○貴家委員 この意見なんですが、いつまでに出すというのは。

○小川会長 それは後ほど御連絡いただくということで。

○司会（森田） 担当課と相談して、具体的にお知らせする形で示したいと思ひます。

○小川会長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

平成28年度第4回環境審議会議を閉じたいと存じます。

本日は御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうへ。

○司会（森田） ありがとうございました。

次回の審議会議でございますが、先ほど申し上げましたように、来年29年2月上旬の開催を予定してございますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、28年度第4回埼玉県環境審議会議を閉会させていただきます。

大変ありがとうございました。

午前11時57分閉会